

食品安全基本法の概要

目的（第1条）

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進

基本理念（第3～5条）

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること
食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること
国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

関係者の責務・役割（第6～9条）

国の責務

基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する

地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施する

食品関連事業者の責務

基本理念にのっとり、
・食品の安全性の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずる
・正確かつ適切な情報の提供に努める
・国等が実施する施策に協力する

消費者の役割

食品の安全性確保に関し知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす

施策の策定に係る基本的な方針（第11～21条）

「食品健康影響評価」の実施（リスク評価）

- ・施策の策定に当たっては、原則として食品健康影響評価を実施
- ・**緊急を要する場合は、施策を暫定的に策定。その後遅滞なく、食品健康影響評価を実施**
- ・評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に実施
食品に係る生物学的・化学的・物理的な要因又は状態が食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を評価すること
国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定（リスク管理）
情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進（リスクコミュニケーション）

緊急の事態への対処・発生の防止
に関する体制の整備等
関係行政機関の相互の密接な連携の下での施策の策定
試験研究の体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等
国の内外の情報の収集、整理、活用等
表示制度の適切な運用の確保等
教育・学習の振興及び広報活動の充実
環境に与える影響に配慮した施策の策定

措置の実施に関する基本的事項（第21条）

政府は、上記により講じられる措置の実施に関する基本的事項を策定
内閣総理大臣は食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成
食品健康影響評価の実施、**緊急事態**等への対処に関する事項等

食品安全委員会の設置（第22～38条）

所掌事務等

- ・関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品健康影響評価を実施（リスク評価）
 - ・食品健康影響評価の結果に基づき、関係大臣に勧告
 - ・食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、関係大臣に勧告
 - ・調査審議を行い、関係行政機関の長に意見を述べる（**緊急時**等）
 - ・調査研究の実施
 - ・関係者相互間の情報・意見の交換につき、自ら実施・関係行政機関の取組みの調整（リスクコミュニケーション）
 - ・資料提出の要求や**緊急時**の調査要請等
- ### 組織等

- ・委員7名で構成（3名は非常勤）
- ・有識者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命（任期3年）
- ・委員長は互選で常勤の委員から選出
- ・専門委員や事務局の設置

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

(平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号)

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応、事業者による自主管理の促進、
農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)

安全性に問題のある既存添加物の使用禁止

特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置

健康増進法

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

監視・検査体制の整備

- ・命令検査の対象食品等の政令指定の止
- ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定・公表
- ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
- ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設
- ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
- ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施

事業者による食品の安全性確保への取組みの推進

- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・食品衛生管理者の責務の追加等

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等

保健所長による調査及び報告

罰則強化

・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引上げ

等

関連して、

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行った。